

広域振興局土木関係事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

広域振興局土木関係事務処理規程の一部を改正する訓令

広域振興局土木関係事務処理規程（昭和53年岩手県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(備付帳簿)</p> <p>第2条 広域振興局の土木部長及び土木部土木センター所長は、次に掲げる帳簿（盛岡広域振興局土木部岩手土木センター所長にあっては第25号から第30号まで、県南広域振興局土木部の遠野土木センター所長及び千厩土木センター所長にあっては第6号を除く。）を備え付けて整理しなければならない。</p> <p>(1)～(38) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(備付帳簿)</p> <p>第2条 広域振興局の土木部長及び土木部土木センター所長は、次に掲げる帳簿（盛岡広域振興局土木部岩手土木センター所長にあっては第25号から第30号まで、県南広域振興局土木部の遠野土木センター所長にあっては第6号、<u>千厩土木センター所長にあっては同号及び第25号から第30号まで</u>を除く。）を備え付けて整理しなければならない。</p> <p>(1)～(38) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。